

法人実務 ニュース

令和5年8月25日

第542号

教務部宗教法人課

固定資産税の非課税について(2)

4月の法人実務ニュースに掲載した「固定資産税の非課税について」の続きを掲載させていただきます。

◇税 額

固定資産税の税額を計算する基準となる不動産価格は、取得価格ではなく、市区町村役場に登録されている「固定資産税評価額」に1.4%の税率を掛けた金額が、固定資産税の税額となります。固定資産税の税率1.4%(標準価格)は、市区町村によって若干異なりますが、多くの地域で1.4%の税率が採用されています。

なお、固定資産税評価額の算出にあたっては、土地の現況での地目(登記簿上の地目ではなく)や、中古住宅では築年数、新築住宅では床面積等により評価方法が異なります。

◇非課税のための諸条件

(1)隣接地を取得する場合

教会境内地の隣接地を、信者専用駐車場等として取得する場合は、宗教本来の用に供することになるので、ほぼ非課税になると思われます。

(2)飛地を取得する場合

駐車場用地として隣接地ではない飛地を取得した場合、教会境内地からの距離、広さ等から判断して、非課税になるかどうかは、市町村によって対応が異なりますので、事前に教務支庁へご相談ください。



(3)移転地を取得する場合

○建物がない場合

移転地として建物が建っていない更地を取得した場合は、基本的に、非課税の承認が得られない場合が多いと思われます。更地では宗教活動に使用されているとは言えないからです。したがって境内建物が完成した時点で、市町村役場に非課税申告することにより、担当者の視察(現地調査)を受けて、宗教本来の用に供していることが確認できれば、翌年からの固定資産税は非課税となります。

○建物付きの場合

建物がある場合は、市町村役場の担当者が視察(現地調査)に来るまでに、境内建物として宗教本来の用に供されている状態でなければなりません。最低限、礼拝施設があり、宗教活動に使用されていると判断される状況で視察を受けるようにして下さい。

(4) 非法人の部内教会(布教所)の用地として取得する場合

部内の非法人教会や布教所の新設や移転地として、上級教会の法人名義で土地・建物を取得する場合、建物があるかないかによる判断は前記(3)と同様に考えて下さい。

しかし、非課税の適用を受けるためには、取得した物件を部内教会ではなく、名義人である上級教会自らが宗教本来の用に使用するというでなければなりません。したがって、上級教会のこの地域での出張所として「天理教〇〇分教会」または「天理教〇〇布教所」を置き、宗教活動も上級の活動方針に基づいて行うことになります。

(5) 教会(法人)が使用する境内地・境内建物が個人名義の場合

教会(法人)が使用している境内地・境内建物が、会長名義等の第三者の個人名義であり、教会が無償で借り受けて(使用貸借)、神殿・教職舎として使用している場合は、土地・建物の名義が個人名義であっても、教会(法人)名義の場合と同様に、宗教本来の用に使用されていると判断されれば固定資産税は非課税となります。



この場合、市町村役場への非課税申請は、土地・建物の所有者である個人が申請することになります。添付書類は、市区町村によって異なりますので、それぞれの市区町村へ確認して下さい。

(固定資産税の非課税の範囲)

第348条

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地

法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

電話番号0743-63-2157(担当：原田)

編集後記

久しぶりに開催された真夏の恒例行事であるこどもおぢばがえりが終わりました。おぢばがえり中は教庁から鼓笛の音色が聴こえ、こどもの頃渋谷行ってたことを思い出しました。3日に私が所属していた団体の鼓笛オンパレードでしたが、無事に金賞を受賞しておりました。渋谷行っていた鼓笛の練習も今となっては良い思い出です。(太)

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用番号 0743-63-2157 内線番号 5208、5209

FAX番号 0743-63-3804 【教務部共用】

